



◎國際道路問題調査委員會

昭和九年九月獨乙ミュンヘンに於て開催さるゝ豫定の第七回國際道路會議の議題は昨年六月二十五日佛國パリに在る國際道路會議事務局に於て開かれた常置委員會で協議せられ、同十月會議を開いて協議し、引き続き獨乙の當事者と打合せ中であつたが今回確定し、本誌第十五卷第五號に於て内務省土木試験所の藤井博士が紹介された如く議題の一部（議題第五、第六）が變更されたので本會では新に左記諸君を委員に依頼して調査研究して戴くこととなつた

第五分科委員會委員

藤井眞透君、山田元君、佐藤利恭君、小澤久太郎君、

志賀清君、江口見登留君、伊藤大三君、藤田信達君、

清水熙君、大石義郎君、堀信一君、高田實君

第六分科委員會委員

牧野雅樂之丞君、三木吉平君、隈部一雄君、岩澤忠恭

君、小野寺季六君、鈴木正一君、豊住輝日出君、原仙

吉君、池本泰兒君、枝川正一君、谷口松雄君

第一分科委員會

第一分科委員會第四回委員會は六月二十六日（月曜日）

午前九時より午後四時まで一ツ橋學士會館に於て開催、出

席委員は藤井（眞透）君、江守君、大石君、永田君、藤井（光

藏）君、遠藤君、本間君、田邊君にして議事要調左の通り。

一、内務省各土木出張所及各府縣より報告ありたるセメン

ト系舗裝道路の施工方法、實績等に付き検討し左記決議

せり

二、七月十日迄各委員より各自擔當のレポートの草案を藤

井主任迄提出すること

東京市京都市大阪市のセメント系舗裝道路の總面積及神

奈川縣高知縣長崎縣に於ける縱斷勾配 1/20 以上のセメント系舗裝道路の延長及滑止め工の有無を照會すること

#### 第二分科委員會

第二分科委員會第四回委員會は五月五日東京土木出張所に於て開催、出席委員は岩澤君、西川君、松浦君、中島君、菊地君、谷口君にして各委員の持ち寄りたる瀝青材料、瀝青コンクリート及瀝青乳劑に關する報告書草案を研究作製せり

#### 第四分科委員會

第四分科委員會最後の委員會は六月一日午後四時半より午後六時まで丸ノ内會館に於て開催、出席委員は武井君、佐藤君、堀君、熊野君、平山君、近藤君、井上君、松田君、江口君、伊藤君、志賀君にして第四部調査會報告書草案を審議決定せり。

#### 第五分科委員會

第五分科委員會第一回委員會は六月十五日午後零時三十分より午後四時三十分迄丸ノ内帝國鐵道協會に於て開催、出席委員は藤井君、佐藤君、藤田君、大石君、小澤君、江

口君、伊藤君、志賀君、高田君にして當日決定されたる事項左の通り。

#### 一 委員長 藤井委員に決定

一 同分科委員會調査議題左記の通り決定せり。

イ 交通經濟上より見たる車輛と車道路面との關係

ロ 交通に基因するあらゆる種類の損傷被害（振動噪音等）を減ずる爲めの技術上法令上及び行政上の諸

#### 方策

#### 第六分科委員會

第六分科委員會第一回委員會は六月二十一日午後四時二十分より午後九時まで丸ノ内帝國鐵道協會に於て開催、出席委員は牧野君、三木君、隈部君、岩澤君、小野寺君、鈴木君、豊住君、原君、池本君、枝川君、谷口君にして、左記議案に關して調査研究せり。

一 交通車輛の許容重量（自重と積載量）

一 車輛の幅員、高さとその積載量

一 車輛の長さとその積載量に關する現行規定

- 一 之等諸規定の得失に關する批判的觀察
- 一 之等諸規定の國際的統一を圖る可きや否や、若し然りとせばかゝる國際的統一の基礎如何

### ◎全國交通網調査會

第五回は六月八日午後四時三十分より午後七時まで丸ノ内帝國鐵道協會に於て開催され、出席者は左の通りである  
逓信省管船局長淺野平二氏、同管船局監理課長小野猛氏、内務省土木局港灣課長雪澤千代治氏、帝國鐵道協會より日淺寬氏、村井二郎吉氏、守谷口雄氏、池田喜六氏港灣協會より丹羽鋤彦氏日本交通協會より中川正左氏、寛正太郎氏、中野金次郎氏、喜安健次郎氏、道路改良會より牧彦七氏中川正左氏、座長席に著き雪澤港灣課長より港灣關係に就き淺野管船局長及び同小野同監理課長より海運關係に就き説明せられ質疑應答があつた。

第六回は六月廿二日午後四時三十分より午後七時まで帝國鐵道協會に於て開催され、出席者は左の通りである。

港灣協會道路改良會々長水野鍊太郎氏帝國鐵道協會より

村井二郎吉氏、日淺寬氏、池田喜六氏港灣協會より唐澤俊樹氏、雪澤千代治氏、丹羽鋤彦氏、小野猛氏(淺野氏代理)日本交通協會より中川正左氏、寛正太郎氏、喜安健次郎氏道路改良會より武井群嗣氏、牧彦七氏、小畑敏四郎氏

開會の劈頭水野會長より一場の挨拶を述べられ引續き中川氏より本委員會は會合を異ねること六回に及び前回迄に鐵道、道路、港灣、海運及び航空路に關する現狀其他に就き大體聽取し得たるを以て今後は如何なる方針及び順序に依り交通網の調査を進行すべきかを諮り

(1)鐵道ト道路ノ關係ハ鐵道カ幹線ニシテ道路ハ支線又ハ毛細管ノ役目ヲナスヘキモノナリ、一面各種ノ道路中國道關係ハ法律ニ基キ内務大臣之ヲ認定シ府縣道ハ各府縣知事ノ權限ニ屬スル等ノ關係アルヲ以テ先ツ鐵道網ノ調査決定ヲ見タル後道路網ノ調査ニ移ルヲ可トストイフ意見

(2)近來自動車ノ急激ナル發達ヲ爲セルニ就テハ單ニ鐵道ノミナラス、自動車網即チ道路網ヲモ同時ニ調査研

究スル必要アリトイフ意見

(3) 鐵道網及道路網ヲ決定センニハ水運港灣及航空路關係モ考慮ノ中ニ置ク必要アリトイフ意見

(4) 道路ハ大體ニ於テ鐵道ニ隨從シテ考慮サルヘキモノナリ、鐵道新驛ノ開業、地方新線、連絡等ノ場合先ヅ其交通量ヲ參酌シテ後道路ヲ企劃スルコトガ從來ノ慣例ナルノミナラズ、鐵道網ノ方ハ已ニ大體決定發表サレアルニ付先ヅ現在ノ鐵道網ヲ基本トシテ調査ニ着手スルコトガ宜シカラントイフ意見

(5) 現在ノ鐵道網ヲ基本トシテ調査ニ着手スルモ若シ其一部ニ於テ廢止ヲ要スル線路アリトセハ直チニ之ニ代ルベキ道路又ハ其他ノ交通機關ヲ設置スル必要アル故鐵道單獨ニ考慮スルコトハ不可能ナリ、又已ニ決定セル鐵道網ト雖モ之ヲ實際ノ道路網ニ對照スル場合寧ロ鐵道以上ニ道路交通ノ開設ヲ可トスル場合モ多カルベシ

故ニ現ニ開通セル道路、水路、空路ヲ參酌シテ鐵道

網ノ完整ヲ期スベキナリトイフ意見

(6) 大體ニ於テ現在ノ鐵道網ヲ基本トシテ調査ヲ進ムルヲ可トスルモ今後鐵道新設ノ必要性ヲ減セル場所ニ對シテハ直チニ之ニ代ルベキモノハ自動車網即チ道路ヲ布設スベキニ付今日ハ先ヅ現在ノ鐵道網ヲ基本トシテ調査ヲ進メ將來ノコトハ白紙狀態ニ置キ今後鐵道交通ヨリ道路交通ヲ可トスベキ區間ハ之ヲ道路ニ讓ルトイフ方針ニテ進ミタシ、尙右様ノ方針ニテ進行セハ鐵道道路何レガヨキカハ大體見當ガ就クト思フトイフ意見

以上種々の意見を検討後各委員の意見一致し其調査は之を會長指名に依る特別委員に依頼する外鐵道關係の技師技手各一名を囑託することに決定した。尙會長指名の特別委員は左の如し。

鐵道省建設局長 池田嘉六氏

參謀本部第三部長 小畑敏四郎氏

内務省道路課長 武井群嗣氏

同 港灣課長 雪澤千代治氏

村井二郎吉氏

遞信省管船局長

淺野平二氏

同 航空局長

片岡直道氏

右の外鐵道技師、技手各一名囑託

### ◎京津國道竣功式

昭和六年起工以來多額の費用を投じて鋭意工營の結果今回完成し、五月二十七日盛大なる竣功式が舉行された。祭主の修祓降神の行事ありて後伊藤滋賀縣齋藤京都府兩知事の式辭坂本内務省土木出張所長の工事報告あり次いで山本内務大臣、大森京都、三樹大津兩市長、内山京都府議長、橋本滋賀縣會議長等の祝辭があつた内務大臣の祝辭は左の如くである。

告 辭

二號國道京津間改築功ヲ竣へ本日茲ニ竣功ノ式ヲ舉クルニ至レルハ邦家ノ爲寔ニ欣幸トスル所ナリ

京津國道ハ京都大津ノ兩都市ヲ連絡シ京阪地方ノ咽喉ニ

當リ本邦交通上極メテ重要ナル地位ヲ占ムルモ幅員狹少加フルニ其ノ間逢坂、日ノ岡ノ峻坂存シ現代交通ノ要求ニ添ハサルコト甚シカリキ京都滋賀兩府縣當局思フ此ニ致シテ之カ改良ヲ計畫シ昭和四年政府助成ノ下ニ先ツ滋賀縣ニ於テ大津市内ノ改築ニ着手セシカ次テ昭和六年政府ノ直營トシテ更ニ工ヲ起シ、爾來工程二年資ヲ費スコト百七拾余萬圓茲ニ縣工事ト併セテ新式善美ノ道路ノ完成ヲ見ルニ至ル惟フニ今後之ニ依リテ京津間ノ交通更ニ一段ノ利便ヲ加フルト共ニ曩ニ改築セラレタル鈴鹿峠京阪國道、阪神國道等ト相俟テ東西交通上其ノ資補スル所極メテ大ナルモノアラシ冀クハ維持管理宜シキヲ制シ長ニ其ノ効果ヲ收メムコトヲ一言述ヘテ告辭トナス

昭和八年五月二十七日

内務大臣

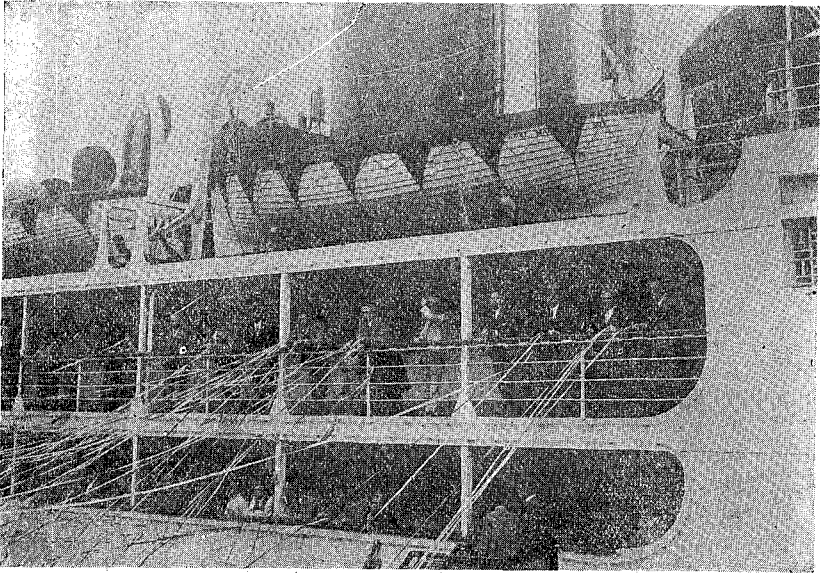
男爵 山本達雄

### ◎滿洲國國道局主任技術官の赴任

此度滿洲國政府の招聘に依つて同國の國道局及び國都建

設局の主任技術官として寛斌治氏、原口忠次郎氏、近藤謙三郎氏、中島時雄氏、後藤憲一氏、本莊秀一氏、吉村富之助氏、金井正義氏、森勝義氏、佐多森一氏、井澤豐通氏、富永忠次郎氏、古川四郎氏が赴任された。滿洲國は日本の生命線であると言はれてゐるが滿洲國の道路、利水治水は全く自然のままに放任されてゐる状態である。従つてそれに利水治水の策を施し道路を整備せしむることは同國に埋藏されてゐる大資源を開發する所以である。故に此度赴任された諸氏も思を此處に致されて日本技術者の意氣を充分に發揚さ

てに上船丸ルラウ



、口原、村吉、島中てい置入一莊本、寛、多佐、永富りよ右て向段上  
氏諸の川古澤井月人ナリよ右て向段下、氏諸の藤後

れんことを祈る。尙諸氏は五月二十二日午前九時盛大なる見送を受けて東京驛を出發され、同月二十三日ウラル丸にて下ノ關を出帆された。

◎九州土木

課長會議

九州各縣では毎年一回土木課長會議を開いて、九州地方に於ける特別土木事業に關し協議し併せて一般土木行政に付打合せをすることに爲つてゐる、本年も亦

此會議を開いて左記事項を内務當局へ要求した。

一、土木部制にあらざる府縣に部制施行方に關する件

府縣土木課の事業は從來と雖非常に多忙にして一課を以てしては到底事務の運行充分ならざるものあり加ふるに近時匡救事業の關係は益々其の分量を増し現在の制度に於ては事業の遂行上至難に付此際速かに部制を施行せられんことを切望す

一、災害土木費國庫補助規程施行細則第六條中雜費に關する項改正に關する件

現行細則に依れば百分の五以内に止められつゝありと雖匡救事業並其の他の土木事業と同様百分の五以内にては實際に於て不足するを以て少くとも百分の六以内に改正せられむことを望む

一、國庫補助災害土木工事検査方針に關する内規改正に關する件

内規(一)一般の内三「復舊工事施行中の假橋及渡船費は之を認めざるものとす」とあるも實際に於て交通上の關

係は假橋たと渡船たとを問はず急設備をなさざる可からざるを以て本項は總て之を認めらるゝ様改正あり度

一、道路土木職員費國庫補助に關する件

道路土木職員費は各府縣共地方費を以て相當多數の人員を置き事業の執行に當りつゝありと雖國庫より直接補助を受け設置せるものなし然るに農林省關係の地方職員には何れも半額内外の補助金を交付しつゝあり道路土木職員の性質に鑑み國庫より相當の助成あらむことを望む

一、昭和九年度時局匡救事業費増額の件

時局匡救土木事業は昭和七年度より三ヶ年度に亘り施行せらるゝ筈なるも農山漁村の現狀は匡救事業施行の結果金融僅かに圓滑となりたるに止り八年度配當額を以てしても尙大差なしと思考さるゝのみならず各町村の配當要望は十數倍の多きに達しつゝあるの現狀なるを以て九年度事業費は八年度より増額せらるゝの必要あるを痛切に感ずるを以て相當増額あり度

一、下級公共團體が府縣費支辨港灣工事費の一部を起債に

依り寄附する場合許可方針緩和に關する件

府縣費を以て港灣工事を施行せんとするに當り特殊受益者に其の一部を負擔せしむる場合下級公共團體の財源固渇し多くは起債に依り寄附せざる可からざるの實狀なり然るに大正元年十月十六日地第一、四六四號地方局長通牒に依り別段の事由あり萬不得已と認むる場合の外交付金起債は一切許可せざることに決定せられ此等寄附金の起債は容易に認められず工事執行上支障不振を以て河川道路の負擔金と何等性質を異にするにあらざるを以て本件寄附は右負擔金同様起債許可の方針に改められむことを望む

一、國道改良工事速進に關する件

輓近自動車の普及發達特に著しきものあり然るに道路は幅員狹少屈曲多く勾配急にして路面亦劣惡なるもの多く近代交通の要求を滿す能はず特に自動車も經濟的機能を發揮することを得ず産業の進展上寔に遺憾とする所なり就中國道第二號、第三號、第二十五路線の如きは國防上

重要な路線に屬するを以て昭和六年度より政府に於て實施中の國道改良工事を全線完了迄可及的速かに執行せられ且路面は鋪裝せられむことを望む

一、府縣道の指定に關する件

指定府縣道は大正十五年九月一日の指定に係るものにして其後地方の狀勢變遷の結果右指定の變更を要するもの鮮なからざるを以て曩の土木局長照會に對し調査回答に基き速に訓令あらむことを望む

一、道路土木職員に對し死亡賜金給與令制定方に關する件  
一般官吏に對しては各々俸給令に依り共に在職中の死亡に對する賜金給與の制あり尙一般縣吏員に對しても亦各府縣共死亡給與金支給の制度ありと雖も獨り道路土木職員に對してのみ給與規程なく特に賞與等の名儀を以て極少額の支出を爲すの已むなき結果となり一般職員との均衡上面白からざる點あるを以て此際死亡給與金に對する規定あらむことを望む